

# 6月は 近畿2府4県 路上軽油採取 調査強化月間



**燃料の見本品採取調査に  
ご協力をお願いします。**

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であり、  
環境汚染の原因にもなる悪質な行為です。

近畿2府4県では、不正軽油を追放するため、6月の環境月間に共同して、  
**「近畿2府4県路上軽油採取調査強化月間」**  
を実施しています。

自動車の燃料として灯油やA重油を使用した場合には、軽油引取税の課税対象となります。

滋賀県 不正軽油対策協議会  
京都府 不正軽油対策協議会  
大阪府 不正軽油防止対策協議会  
兵庫県 不正軽油対策協議会  
奈良県 不正軽油対策協議会  
和歌山県 不正軽油追放対策協議会

